（仮称）水戸市こどもを中心としたまちづくりの推進に向けた条例（案）

１　条例制定の目的

本市においては、水戸の未来をリードするこどもたちをまち全体で育んでいくことを最重要政策とし、こども・子育て支援に重点的に取り組んでいます。

令和４年度に、国のこども家庭庁設置に先駆けて「こども部」を設置し、こども・子育てに関するさまざまな課題に迅速に対応できる体制を整え、一体的・総合的な推進を図ってまいりました。

また、令和６年度からは、水戸市第７次総合計画－みと魁・Ｎｅｘｔプラン－において、「経済的負担の軽減」、「相談・支援の充実」、「こどもが活動しやすい環境づくり」の３つを柱とする「みとっこ未来プロジェクト」を位置付け、優先的かつ集中的に子育て世帯への支援や少子化対策を実施してきたことにより、本市のこども・子育てを取り巻く環境を大きく向上させてきたところです。

今後は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、本市と、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民のこどもを支える主体とが一体となってこどもの健やかな成長を支え、育んでいくことがより重要となります。新たな条例の下、その理念を広めていくことで、人々の意識の向上や機運の醸成を図り、水戸のまち全体でこどもの成長を応援し、こどもたちが幸せに自分らしく生きることができるまちの実現を図ることとしました。

２　条例の概要（案）の構成

条例の概要（案）は、次頁の表に掲げる６つの事項と32の項目で構成しています。

まず、(1)総則的事項において基本理念等を明らかにした後、(2)こどもの権利に関する事項において、児童の権利に関する条約の基本原則及びこども基本法の基本理念を基に、こどもに保障される権利について定めています。

(3)「水戸のまち全体で支えるこどもの育ち」に関する事項においては、市をはじめとするこどもを支える全ての主体が共有する責務について定めています。(4)こどもを支える主体の責務に関する事項では、市、保護者等のこどもを養育する者、児童福祉施設、小・中学校、高校等のこどもが育ち学ぶ施設、事業者及び市民について、それぞれの主体が果たすべき責務について定めています。

(5)基本的施策に関する事項では、広報及び啓発、情報提供、相談体制の整備等の市が行う施策を定め、(6)こども・子育て施策の推進に関する事項では、こども・子育て施策を推進していくために必要な体制の確保等について定めています。

（項目ごとの主な規定内容（案）については、参考資料を参照）

事　項	項　目
(1) 総則的事項	目的
	定義
	基本理念
(2) こどもの権利に関する事項	基本的事項
	安心して自分らしく生きる権利
	豊かで健やかに育つ権利
	自分を守り、守られる権利
	意見を表明し、社会に参加する権利
	こどもによる自分及び他者の権利の尊重
(3) 「水戸のまち全体で支えるこどもの育ち」に関する事項	水戸のまち全体での見守り
	こどもたちの挑戦等の応援
	本市の地域資源を生かしたこどもたちの成長支援
	こどもたちの安全・安心を守る取組
(4) こどもを支える主体の責務に関する事項	市の責務
	こどもを養育する者の責務
	育ち学ぶ施設の責務
	事業者の責務
	市民の責務
(5) 基本的施策に関する事項	こどもの意見の尊重及び反映
	こどもの社会参加の促進
	こどもに分かりやすい情報の提供
	こどもの居場所づくり
	共に過ごし共に育つ環境の整備
	相談しやすい体制の整備
	特別なニーズがあるこども及びその家庭への支援
	支援に関する情報が届くようにするための措置
	こどもの権利に関する学習の機会の提供
	広報及び啓発
	こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等
(6) こども・子育て施策の推進に係る事項	推進体制の整備
	施策の検証
	財政上の措置

３　本市の条例の特徴

本市の条例においては、水戸のまち全体でこどもたちの健やかな成長を見守り、こどもたちを育んでいくため、市をはじめとして、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民の、こどもを支える全ての主体が共有する責務を定めています。

共有する責務は、本市の特性等を踏まえ、次の４つの内容について定めるものとします。

(1) 水戸のまち全体での見守り

・　こどもたちを水戸のまち全体で温かく見守り、育むことを共通の認識とすること。

・　こどもたちが育つ過程で生じるにぎやかさや活力を社会の豊かさとして理解し、こどもたちがのびのびと安心して過ごすことができるように努めること。

(2) こどもたちの挑戦等の応援

・　こどもたちが自らの未来を切り開く力を育むことができるよう、さまざまな体験等の機会を提供し、主体的な学び及び挑戦を応援するとともに、失敗を受け入れて新たな挑戦へとつなげることができる環境の整備に努めること。

(3) 本市の地域資源を生かしたこどもたちの成長支援

・　本市の豊かな自然、歴史、芸術、文化、スポーツ等の恵まれた地域資源を生かし、こどもたちがまちの魅力に触れ、さまざまな体験活動を通して豊かな学びにつなげるとともに、主体的に地域と関わっていくことにより、豊かな人間性を育むことができる機会の確保に努めること。

(4) こどもたちの安全・安心を守る取組

・　こどもたちの健やかな成長を支援するために、こどもたちが犯罪の被害、飲酒、喫煙その他のこどもの健全な成長に有害な影響を及ぼすものにさらされ、これらに関わることがないように取り組まなければならないこと。

４　今後の予定

時期	内容
令和８年 11 月	条例の概要に係る専門機関からの意見聴取、関係団体への説明
令和８年 11 月～12 月	パブリックコメントの実施
令和８年 12 月 ～令和９年１月	条例案の決定
令和９年３月	条例案の議会提出
令和９年４月	条例の施行

（参考資料）

条例の概要（案）の内容

(1) 総則的事項

項　目	主な内容
目　的	・　こどもの権利、こどもを支える主体の責務・役割、こども・子育て施策の基本事項等を定めることで、こどもの健やかな育ちを社会全体で支援し、全てのこどもが将来に夢や希望を持ちながら、自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現を図ることを定めます。
定　義	・　こども、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設などを定義します。 ・　こどもは、18 歳未満の者及び心身の発達の過程にある者であって 18 歳未満の者と等しく権利を保障されることが適当と認められるものとします。
基本理念	・　市をはじめとして、こどもの健やかな成長を支える全ての主体に共通する基本理念を次のとおりとします。 ①　あらゆる偏見及び差別を受けることなく権利の主体である個人として尊重されること ②　命が尊ばれ、安全かつ安心な生活が保障され、健やかに成長することができること ③　年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が確保されること ④　こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもの最善の利益が優先して考慮されること

(2) こどもの権利に関する事項

項　目	主な内容
基本的事項	・　こどもは、独立した人格を持つ一人の人間として、権利が保障されるものとします。
安心して 自分らしく 生きる権利	・　生命が守られること ・　安全で安心して生活することができる場所があること ・　個性が認められ、人格が尊重されること ・　心身の健康に配慮されること ・　かけがえのない存在として尊重されて育つこと
豊かで 健やかに 育つ権利	・　愛情と理解を持って育まれること ・　環境や発達の程度に応じた学びの場が提供され、選択することができること ・　安心できる環境で遊び、休息し、余暇を持つこと ・　夢や希望を持ち、挑戦すること
自分を守り、 守られる権利	・　差別及び偏見を受けないこと ・　いじめ、体罰、虐待その他心身に対する暴力を受けないこと ・　犯罪、事故その他の危険な環境及び有害な情報から守られること ・　困っていることを相談し、助けを求めることができること
意見を表明し、社会に 参加する権利	・　自分の意見を表すことができ、それが尊重されること ・　意見を表し、社会に参加する機会が確保されること ・　意見を表明するために、必要な情報の提供その他の必要な支援を受けられること

こどもによる自分及び他者の権利の尊重	・こどもは、こどもに保障される権利について知り、自らを大切にするとともに、他者を大切にする思いやりの心を持ち、他者の権利を尊重するよう努めます。

(3) 「水戸のまち全体で支える こどもの育ち」に関する事項

項　目	主な内容
水戸のまち全体での見守り	・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者、市民及び市は、こどもたちを水戸のまち全体で温かく見守り、育むことを共通の認識として持つものとします。 ・　この共通の認識に基づき、こどもたちが育つ過程で生じるにぎやかさや活力を社会の豊かさとして理解することで、こどもたちがのびのびと安心して過ごすことのできる環境の確保に努めるものとします。
こどもたちの挑戦等の応援	・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者、市民及び市は、こどもたちが自らの未来を切り開く力を育むことができるよう、さまざまな体験等の機会を提供し、こどもたちの主体的な学び及び挑戦を応援するとともに、失敗を受け入れて新たな挑戦へとつなげることができる環境の確保に努めるものとします。
本市の地域資源を生かしたこどもたちの成長支援	・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者、市民及び市は、本市の豊かな自然、歴史、芸術、文化、スポーツ等の恵まれた地域資源を生かし、こどもたちがまちの魅力に触れ、さまざまな体験活動を通して豊かな学びにつなげるとともに、主体的に地域と関わっていくことにより、豊かな人間性を育むことができる機会の確保に努めるものとします。
こどもたちの安全・安心を守る取組	・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者、市民及び市は、こどもたちの健やかな成長を支援するために、こどもたちが犯罪の被害、飲酒、喫煙その他のこどもの健全な成長に有害な影響を及ぼすものにさらされ、又は関わることがないよう取り組まなければならないものとします。

(4) こどもを支える主体の責務に関する事項

項　目	主な内容
市の責務	・　こども・子育て施策を総合的に実施するとともに、社会全体でこども及び子育てを行う家庭を支援する機運の醸成及びこどもの社会参加の促進に取り組みます。 ・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。
こどもを養育する者の責務	・　こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重するよう努めます。 ・　こどもの最善の利益を考慮して養育するよう努めます。 ・　こどもが安全に、かつ、安心して生活することができる家庭環境を整えるよう努めます。

育ち学ぶ施設の責務	・　こどもが安心して育ち、学び、及び遊ぶ環境を整えるとともに、こどもの年齢及び発達の程度に応じた指導及び支援に努めます。 ・　こどもの権利を尊重し、その侵害を防ぐための必要な措置を講ずるとともに、その運営に当たってこどもの意見を聴き、可能な限り反映させるよう努めます。 ・　こどもが集団生活等を通じ、他者を尊重し、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援に努めます。
事業者の責務	・　仕事及び生活の調和の観点から、こどもを養育する従業者が子育て及び仕事を両立することができるよう、子育てがしやすい職場の環境を整備するよう努めます。 ・　事業活動を通じて、市が行うこども・子育て施策、育ち学ぶ施設、市民等が行うこどもに関する取組及びこどもの主体的な活動に協力するよう努めます。
市民の責務	・　こどもの権利について理解を深めるとともに、身近なこどもを見守り、支援することにより、こどもが安全に、かつ、安心して生活することができる地域づくりに努めます。 ・　こどもに関する市の施策の重要性について関心及び理解を深めるとともに、地域社会と一体となって、市が実施するこども・子育て施策に協力するよう努めます。

(5) 基本的施策に関する事項

項　目	主な内容
こどもの意見の尊重及び反映	・　市は、こども・子育て施策を実施するに当たっては、当該施策の対象となるこどもその他の関係者の意見を聴取するとともに、これを尊重し、及び適切に反映するよう努めます。 ・　意見を聴取したときは、その結果について、こどもに分かりやすい方法で情報の提供を行います。
こどもの社会参加の促進	・　市は、こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、市政その他の地域における課題について意見を表明し、関与することができる機会を設けるよう努めます。
こどもに分かりやすい情報の提供	・　市は、こどもに関わる情報を提供するに当たっては、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて理解することができるよう、分かりやすい表現及び方法を用います。
こどもの居場所づくり	・　市は、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民と相互に連携し、こどもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。 ・　居場所づくりに当たっては、こどもが他者と交流することができる場のほか、こどもが一人で静かに過ごすことができる場を確保するよう努めます。 ・　市は、不登校その他の事情により教室以外の場で学ぶことを必要とするこどものための学びの場及び家庭又は学校以外においてこどもが安心して過ごすことができる場について、その確保及び充実に努めるものとします。 ・　こどもが利用する市の施設について、こどもの意見を聴き、こどもが利用しやすいものとなるよう努めます。

共に過ごし共に育つ環境の整備	・　市は、障害の有無、国籍、言語、文化その他の違いにかかわらず、こどもが共に過ごし、共に学び、及び共に育つことができる環境の整備に努めます。 ・　市は、こどもが利用する施設、公園、遊び場等が、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に利用することができるものとなるよう、その整備に努めます。
相談しやすい体制の整備	・　市は、こどもがその権利の侵害その他の困難に関し相談することができるよう、相談体制の充実を図ります。 ・　相談体制の整備に当たっては、こどもが利用しやすいものとなるよう、対面、情報通信技術の活用による方法その他の多様な手段及び匿名による相談方法の確保に配慮します。
特別なニーズがあるこども及びその家庭への支援	・　市は、障害、病気、経済的な状況、家族の介護その他の事情により特に配慮を必要とするこども及びその家庭に対し、適切な支援を行うよう努めるものとします。 ・　市は、こどもの人種、国籍、性別、性的指向、性自認、障害の有無その他の多様性が尊重されるよう、偏見及び差別をなくすための理解の増進に努めます。
支援に関する情報の提供	・　市は、こども及びこどもを養育する者が必要とする支援を受けることができるよう、支援に関する情報を、分かりやすく、かつ、情報通信技術の活用その他の入手しやすい方法により提供します。
こどもの権利に関する学習の機会の提供	・　市は、こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らの権利について理解し、及び他者の権利を尊重することを学ぶことができるよう、育ち学ぶ施設等と連携し、学習の機会の提供に努めます。
広報及び啓発	・　市は、こどもが権利の主体であることその他のこどもの権利について、こども、こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行います。 ・　広報及び啓発は、こどもの養育に関わる者及びこどもに関わる職務に従事する者に対して、重点的に行うよう配慮します。
こどもを支える主体によるこども・子育て施策への取組等	・　こどもを養育する者、育ち学ぶ施設、事業者及び市民は、それぞれの立場において、こども・子育て施策に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施するこども・子育て施策に協力するものとします。

(6) こども・子育て施策の推進に係る事項

項　目	主な内容
推進体制の整備	・　市は、こども・子育て施策の実施に際し、育ち学ぶ施設、事業者及び市民と相互に連携することにより、こどもを中心としたまちづくりを推進するために必要な体制を整備するものとします。
施策の検証	・　市は、毎年度、こども・子育て施策の検証を行い、その結果をこども・子育て施策に反映するものとします。
財政上の措置	・　市は、こども・子育て施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。